

紀の川市民公園施設指定管理に伴う質問及び回答

番号	ページ	項目名	質問内容	回 答	備 考												
1	募集要項 P3	5 応募の資格（2）応募資格 ア	共同事業体での応募の場合代表企業が3年以上の管理運営実績を有していないといけないのでしょうか。構成企業に3年以上の管理運営実績があれば応募資格は満たしていますでしょうか。	共同事業体で応募の際は、構成団体が指定管理者として3年以上の管理運営実績を有していれば応募資格を満たしているものとします。													
2	募集要項 P11	8 経費に関する事項	過去3ヵ年分における収支実績をご教示いただけませんか。	収支結果ではありませんが、紀の川市ホームページ、指定管理者制度「紀の川市民公園施設」にて、指定管理業務の実績報告とモニタリング結果を公開していますのでご参照ください。 https://www.city.kinokawa.lg.jp/009/shiteikanrisyaseido-toshikouen.html													
3	募集要項 P11	8 経費に関する事項	過去3ヵ年における光熱水費（電気、ガス、水道それぞれの）の使用量をご教示いただけませんか。	別紙1（光熱水使用量）のとおり	別紙 1 参照												
4	募集要項 P11	8 経費に関する事項	維持管理・保守において第三者へ委託している内容及び金額についてご教示いただけませんか。	令和 7 年度の実績は別紙2（委託・保守点検料表）のとおり	別紙 2 参照												
5	募集要項 P11	8 経費に関する事項	指定管理料に含まれない項目をご教示いただきたいです。	自主事業実施に係る全ての費用が指定管理料に含まれません。また、指定管理者の発意によって行う、利用者サービス向上のための施設整備の改良や魅力向上のための改修費用は、教育委員会の承認を得た上で指定管理者の負担となります。													
6	募集要項 P11	8 経費に関する事項	修繕費に関して年間250万円に満たない場合は、返金するというのでしょうか。	お見込みのとおりです。各年度の執行額が250万円に満たない場合は、残額を年度末に精算することとします。													
7	募集要項 別紙	リスク分担	熱水費については社会情勢等の影響による価格変動の予測が困難であることから、別途協議するものとする記載がありますが、基準などはございますか。 過去5か年で貴市にて補填をした事例があれば内容と金額をご教示ください。	別途協議の具体的な数値基準（価格変動率等）は設けていません。社会情勢等により予測困難な高騰が生じ、指定管理者の経営に重大な支障を及ぼすと判断される場合に協議を行うものです。また、過去5か年において、物価高騰を理由に指定管理料を補填（増額精算）した事例はありません。													
8	募集要項 別紙	リスク分担	社会情勢の影響により、急激な人件費、物件費等の物価変動に伴う経費増においては協議できないという認識でお間違えないでしょうか。	募集要項「（別紙2）リスク分担表」の「物価等の変動」に記載のとおり、原則として人件費や物件費の変動に伴う経費増は、指定管理者が負担するリスクとして定義しています。													
9	業務仕様書 P10	（3） 1 教育委員会が指定する指定事業（スポーツ・体育教室）	「体育・スポーツ教室」の開催にあたり施設利用料は指定管理者の負担になりますでしょうか。また、資料8の参加料は指定管理者が自由に決められますでしょうか。	指定事業の実施にあたっては、施設利用料は発生しません。 また、金額設定の変更は可能です。その際は事前に教育委員会と協議の上、情勢を鑑みたくものとしてください。													
10	業務仕様書 P10	（3） 2 教育委員会が指定する指定事業（トレーニング室開設）	トレーニング室を開設するにあたり費用は指定管理料に含めるとありますが、リースやメンテナンス料も認められますでしょうか。また、健康運動指導士又は健康運動実践指導者の資格を有する人員の配置は常時に配置しておく必要がありますでしょうか。	リースやメンテナンスにかかる費用も指定管理料に含みます。また、資格を有する人材の常時配置は必要ありませんが、利用者への適切な指導や安全管理が行える体制を整えることが望ましいです。													
11	業務仕様書 P10	（4） 指定管理者が提案し行う自主事業等の企画及び実施（自主事業）	自主事業に関してスポーツ振興事業以外の内容は認められませんか。また認められる許容範囲があればご教示いただきたいです。	本施設は「市民の体育、スポーツ、レクリエーションの普及振興」および「健康の維持増進」を設置目的としています。したがって、スポーツそのものだけでなく、広く市民の健康づくりや、レクリエーション（余暇活動・楽しみとしての活動）に資する内容であれば、提案可能です。													
12			利用料金収入において、減免件数、減免金額についてご教示ください。	令和7年度の減免実績は以下のとおり なお、件数は各コート及び備品ごとの減免利用件数合計のため、複数コートの同時利用などにおいては、実際の予約件数よりも多く計上されています。 <table><tr><td>体育館</td><td>1,501件</td><td>6,977,300円</td></tr><tr><td>多目的広場</td><td>534件</td><td>1,544,950円</td></tr><tr><td>管理棟・テニスコート・ゲートボール場</td><td>1,892件</td><td>4,284,400円</td></tr><tr><td>小計</td><td></td><td>12,806,650円</td></tr></table>	体育館	1,501件	6,977,300円	多目的広場	534件	1,544,950円	管理棟・テニスコート・ゲートボール場	1,892件	4,284,400円	小計		12,806,650円	
体育館	1,501件	6,977,300円															
多目的広場	534件	1,544,950円															
管理棟・テニスコート・ゲートボール場	1,892件	4,284,400円															
小計		12,806,650円															
13			過去3ヵ年における施設稼働率（アリーナ〇〇％、テニスコート〇〇％等）についてご教示いただけませんか。	別紙3（利用状況一覧）のとおり	別紙 3 参照												